

令和7年度山形県防災力テスト実施業務基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度山形県防災力テスト実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

子どもの頃から防災知識を学び防災意識を醸成することで、将来的な地域防災の担い手育成につなげるとともに、大人が気軽に防災知識を学び関心を高めることで、防災士資格取得や将来的には地域の防災リーダーの創出・育成につなげていくため、防災に関する問題をWEBで出題する「山形県防災力テスト」を実施し、県民への防災知識の普及を図るもの。

なお、本業務は、令和7年度に策定予定の「地域における防災学習アクションプラン」における、有力となる人材育成手法及び学習プログラムの実証事業に位置付けている。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

(1) WEBによる防災力テストの実施

- ・防災力テストについては、WEBにおいて、無料で実施すること。なお、受検から合格証の交付までWEBで完結するものとする。
- ・防災力テストはこども版（小中学生向け）とおとな版（高校生以上向け）の2種類とすること。ただし、小中学生がおとな版を受検するなど、各対象を超えた受検を妨げないこと。
- ・受検期間中は何度でも受検可能とすること。
- ・こども版15問、おとな版30問の選択問題とし、それぞれ画像を入れた問題も出題すること。
- ・制限時間は、こども版が15分、おとな版が30分とすること。
- ・各版とも正答率8割以上の受検者を合格者とする。
- ・採点結果を表示する際、解説ページを作成すること。
- ・問合せフォームからの問合せを受信し、問合せ者への回答を行うこと。

(2) WEBサイト構築、管理運営

次のとおりWEBサイトを構築、管理運営すること。

【WEBサイト全体】

- ・3年以上の稼働実績があるシステムを用いること。
- ・サイトデザインとコンテンツ等について設計を行い、発注者の承諾を得ること。

- ・スマートフォン、タブレット、パソコン等の各種デバイスで閲覧及び受検可能なものとする。
- ・受検者数を最大化するよう、随時効果測定と改善を実施すること。
- ・発注者から改善要望があった場合には、発注者と協議のうえ速やかに対応すること。
- ・総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、アクセシビリティを考慮すること。
- ・サイトが安定的に運用されるよう適切に運用管理を行うこと。
- ・運用状況について定期的に報告すること。
- ・サイトに障害が発生した場合、発注者に状況報告を行うとともに、速やかに復旧対応を行うこと。
- ・情報処理推進機構（IPA）「安全なウェブサイトの作り方」に基づいた、適切なセキュリティを考慮した開発及びインフラ運用とすること。
- ・サーバシステムの動作監視・運用管理・サーバ容量の監視を常時実施できる体制を整備すること。
- ・オンライン処理のレスポンス時間は、平常時 2.5 秒以内となるよう設計を行うこと。
- ・WEB サイトへの 100 人の同時接続が確保できること。
- ・WEB サイトの構成、修正、ログイン方法などを記載した運用手順書を作成すること。
- ・ドメインは発注者が指定したものを使用すること。
- ・構築運用コストを低減するため、WEB サイトの構築にあつては、SaaS 等の既存サービスを活用すること。

【WEB サイト内各ページ】

①トップページ

- ・防災力テストの概要がわかり、防災への関心が高まるデザインとすること。
- ・テスト受検後、受検者がトップページで受検者 ID を入力することで、受検結果ページに繋がり、テストの復習及び合格証のダウンロード（合格者のみ）が可能な仕組みとすること。
- ・トップページでは、受検ページに誘導するほか、防災力テストの概要、関係防災サイトに誘導するリンク、受検方法（流れ）、プレゼントの概要等を記載すること。なお、それぞれ別ページを設定しても構わない。
- ・上記内容については、ページ上部へのメニュー表示又はハンバーガーボタンの設定等によりアクセスを可能にすること。
- ・各ページからトップページに戻ることができる仕組みとすること。

②受検ページ

- ・防災力テストはこども版（小中学生向け）とおとな版（高校生以上向け）の 2 種類とし、こども版は 15 問、おとな版は 30 問の選択問題とすること。
- ・各版とも問題の内容・順番については、ランダムで出題する形式とすること。また、各

版で画像を入れた問題も出題し、画像については、拡大可能とすること。

- ・ 回答後に一覧で受検者自身の回答を確認できるページ（以下、「確認ページ」という。）を作成すること。
- ・ 制限時間は、こども版が 15 分、おとな版が 30 分とし、時間を経過したら、自動的に受検結果ページに切り替わる設定とすること。
- ・ 制限時間内であれば、問題を解き終わり次第、確認ページに移動できる形式とすること。

③受検結果ページ

- ・ 各版とも正答率 8 割以上の受検者を合格者とし、合格と不合格の場合の 2 種類のページを作成すること。

○合格者・不合格者ページ共通

- ・ 終了したら自動で受検者 ID、採点結果及び各問題の正答が表示される仕組みとすること。なお、受検者が正答とともに受検者自身の回答内容もわかる表示とすること。
- ・ 各問題の解説ボタンをクリックすると、解説ページに繋がる仕組みとすること。解説ページは、「ひとこと解説」のように、問題に関する豆知識等がわかる工夫を取り入れること。なお、山形県公式サイト「こちら防災やまがた！」の防災情報など、外部ページにリンクする形式でも構わない。
- ・ 受検者にメールアドレスを入力させ、入力されたメールアドレスあてに下記の事項を記載したメールを送信すること。（応募フォームは合格者用、不合格用の 2 種類を作成し、受検者にメールで送付される ID を入力させることで不正応募を防止するもの。）
合格⇒合格者用フォームの URL 及び受検者 ID
不合格⇒不合格者用フォームの URL 及び受検者 ID
- ・ 入力されたメールアドレスはメールの送信のみに利用し、WEB サイトのサーバ内に残らない仕組みとすること。

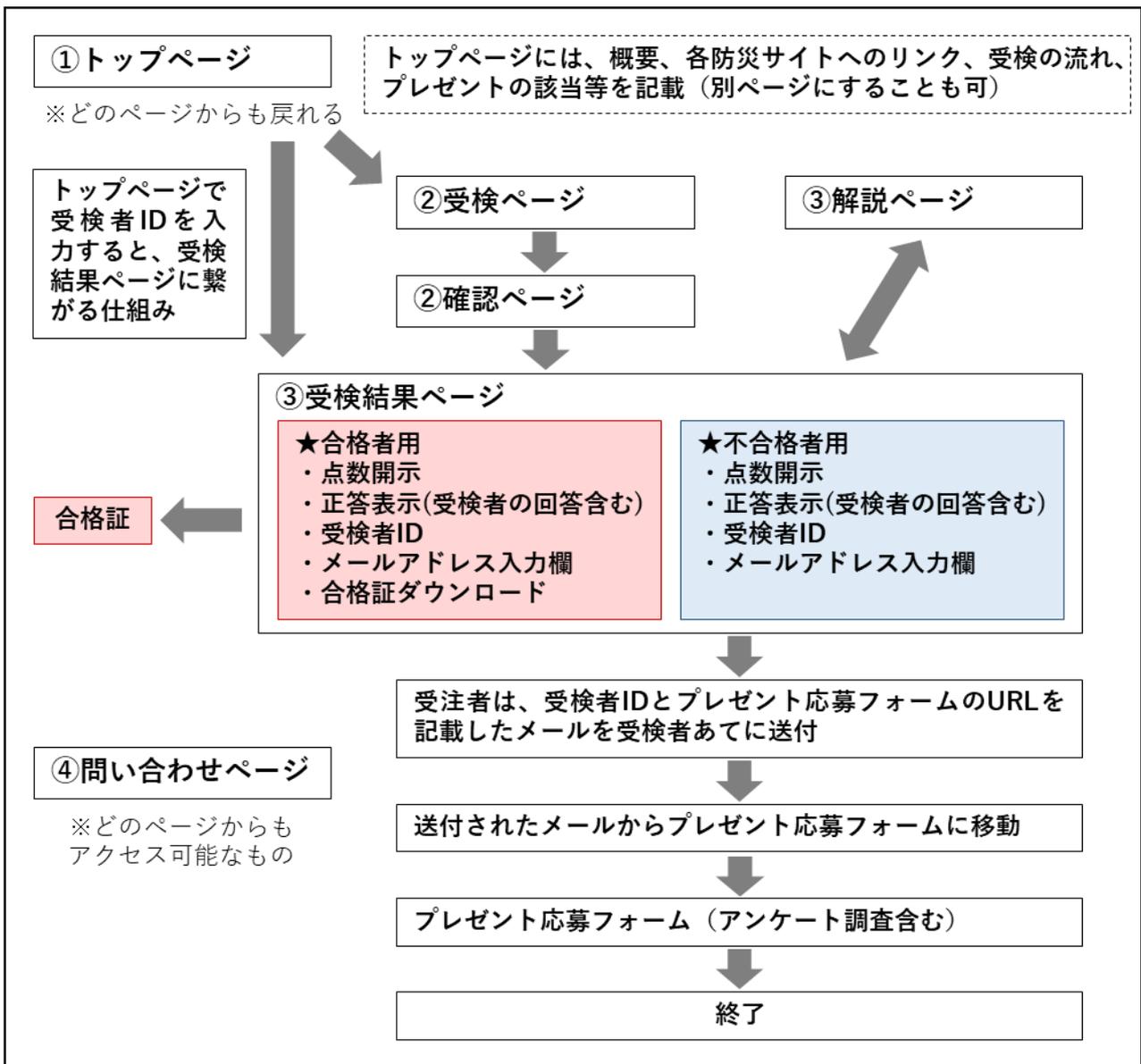
○合格者用ページのみ

- ・ 合格証をダウンロードできる仕組みとすること。

④問合せページ

- ・ 防災力テストに関する問合せのページを作成すること。
- ・ 問合せを受け付けた際は、自動返信で受け付けたことを問合せ者に連絡すること。
- ・ ①～③のいずれのページからもアクセス可能とすること。
- ・ 入力された情報は、WEB サイトのサーバ内に残らない仕組みとすること。

【参考：WEB サイト構成イメージ図】



(3) 問題作成

- ・子ども版は30問、おとな版は60問程度作成すること。(山形県の地理や気象等の特性を踏まえた問題を入れること。)
- ・問題、問題で使用する画像及び問題の解説の内容については、有識者の監修を受け、発注者と調整すること。
※山形県公式サイト「こちら防災やまがた！」や内閣府公式サイト「防災情報のページ」をはじめとする各種防災情報サイト等も参考にすること。
- ・監修を受ける有識者については、本事業に相応しい個人又は個人の集合体(会議体)等とし、候補者を複数名提案すること。

【問題例】

(こども版)

問 外とにそいるときに地震じしんが起おきました。どのような行動こうどうをとれば良よいでしょうか。

- ① 建物たてものの中なかに避難ひなんする
- ② がけかわざしや川岸かうすの様み子いを見みに行いく
- ③ 公園こうえんや空あき地ちなど広ひろい場ばしよ所ひなんに避難ひなんする

(おとな版)

問 山形県は県内全域が豪雪地帯に指定されていますが、冬の大地震への対応として誤っているのはどれでしょうか。

- ① 積雪・凍結時は避難に時間がかかるため、普段から避難路を確認しておく
- ② 冬の避難では低体温症の注意が必要なため、普段から防寒用品を準備しておく
- ③ 火災を防ぐため、揺れを感じたら身の安全の確保よりも火を消すことを優先する

(4) アンケート調査

- ・ 受検者にアンケートを実施、集計し発注者へ報告すること。
- ・ アンケートの内容は防災力テスト実施の効果が測れるものであること。
- ・ アンケートには防災士資格取得への関心を喚起する内容を入れること。
(例：防災士資格の役割や取得方法を説明したうえで、取得したいかを問うもの)
- ・ アンケート調査の内容については、発注者と調整すること。

(5) 合格証

- ・ 合格者にはWEB上で合格証を交付すること。また、各版それぞれのパターンを作成すること。
- ・ 合格証はPDF形式とし、受検者の氏名を載せる設定とすること。

(6) 受検者プレゼント

- ・ アンケートに答えた受検者の中から抽選でプレゼント当選者を選定し、プレゼントを発送すること。ただし、こども版の抽選では高校生以上の受検者を除くこととし、その旨をWEB上で明記すること。
- ・ プレゼントの選定、手配を行うこと。なお、プレゼントの品物及び発送の経費は本業務に含む。
- ・ プレゼントについてはおおむね次のような内容とし、本事業に相応しいプレゼントを提案すること。
- ・ より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、独自の内容で提案することも可能とする。

【合格者特典】

こども版：小中学生向け防災グッズ等（10名）1名あたり5,000円程度

- おとな版：高校生以上防災グッズ等（10名）1名あたり5,000円程度
【受検者特典（合格者特典当選者除く）】
 こども版：小中学生向け防災グッズ等（100名）1名あたり1,000円程度
 おとな版：高校生以上防災グッズ等（100名）1名あたり1,000円程度

（7）広報

- ・山形県全域を対象としてWEB・SNS広告等により広報を行うこと。その際、広く県民の関心を得られるよう工夫し、効率的に実施すること。
- ・Facebook、X、LINE等のSNSでシェアできる仕組みをつくり、OGPの設定を行うこと。また、合格証及び点数もシェアできる仕組みとすること。
- ・発注者が実施する広報で活用するためのバナーやチラシのデザインを作成すること。

（8）防災力テスト結果の分析・報告書作成

- ・下記の事項について分析し、報告書を作成すること。
 - ①受検者の属性（年齢、性別、居住地）
 - ②アンケートの結果
 - ③各問題の正答率
 - ④WEBサイトのセッション状況
 - ⑤WEB・SNS広告等の広報の実施結果
 - ⑥その他、本事業のデータからわかること（任意）

【参考：実施内容】

	こども版	おとな版
問題の主な対象	小中学生	高校生以上
問題数	15問（30問からランダム出題）	30問（60問からランダム出題）
合格基準	8割以上の正答で合格	
問題の種類	選択問題（画像含む）	
制限時間	15分	30分
合格者特典	小中学生向け防災グッズ（10名）	高校生以上防災グッズ（10名）
参加賞	小中学生向け防災グッズ（100名）	高校生以上防災グッズ（100名）

5 主なスケジュール（予定）

時期	内容
1 1月中旬	問題確定
1 2月上旬	HP公開
1 2月上旬	防災力テスト実施（2か月以上）
2月中旬	当選者への特典発送
3月末	委託業務終了

6 活動指標

受検者数 5千人程度（各版の合計）

※活動目標を達成した場合でも、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

7 成果品

(1) 提出物

- ①業務完了報告書（A4判）紙媒体2部
- ②4（8）の分析結果報告書等（A4判）紙媒体2部
- ③その他収集・作成・加工したデータ
- ④上記①～③を収録した電子データを記録したCD-ROM2部

(2) 提出場所

山形県防災くらし安心部防災危機管理課防災学習・防災DX推進室

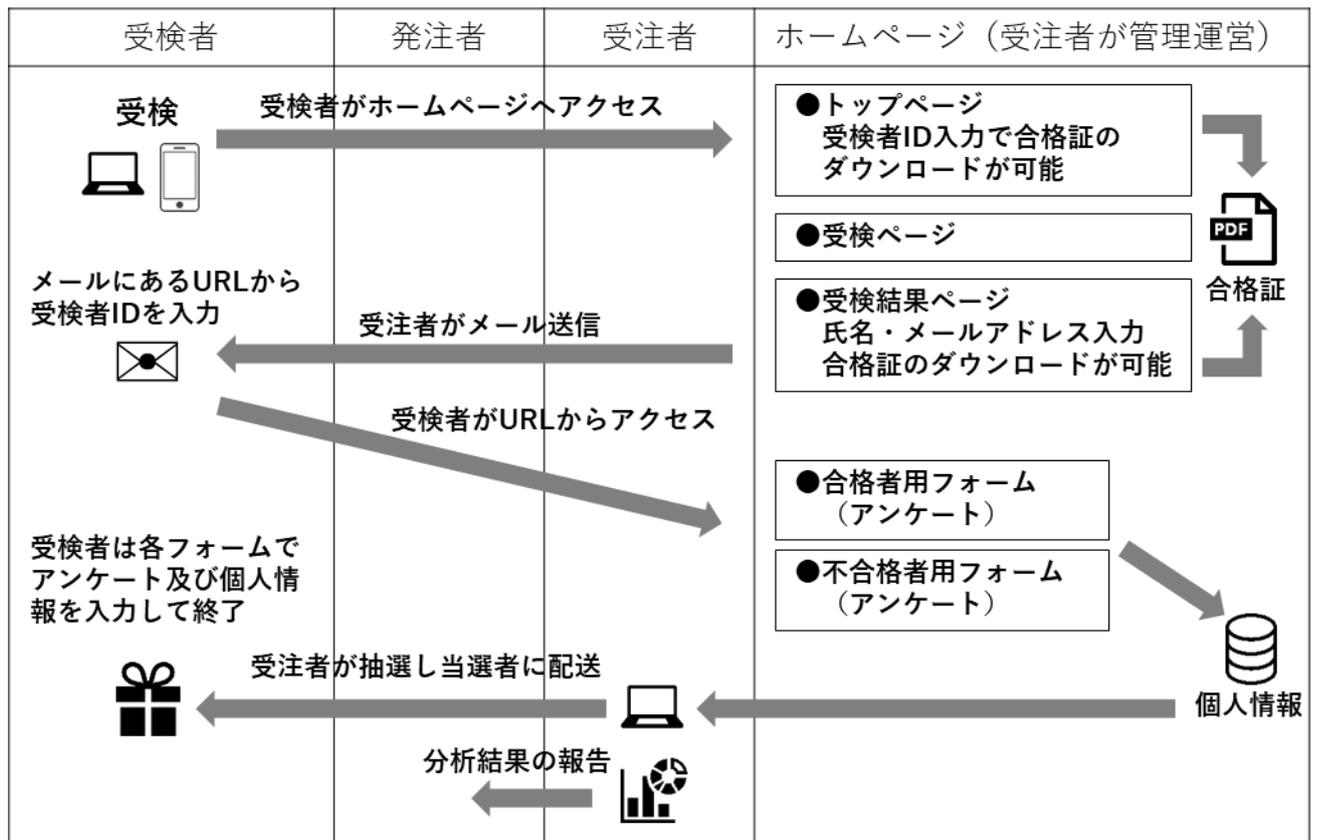
(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

8 その他

- (1) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法及び作業工程等について発注者と協議しながら進めることとする。
- (2) 上記（1）に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (4) 受注者は、本業務による成果品に係る著作権、肖像権等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (5) 本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等は著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。なお、詳細については、契約書本文にて定めるものとする。
- (6) 本仕様書の規定により電子媒体により提出する成果品及びすべての資料等は、発注者の職員が業務において通常使用するパソコンで動作・閲覧が可能なものとする。
- (7) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (8) 本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し承認を得なければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。
- (10) 委託業務に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

【参考：運用イメージ図】



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。